

(様式-1)

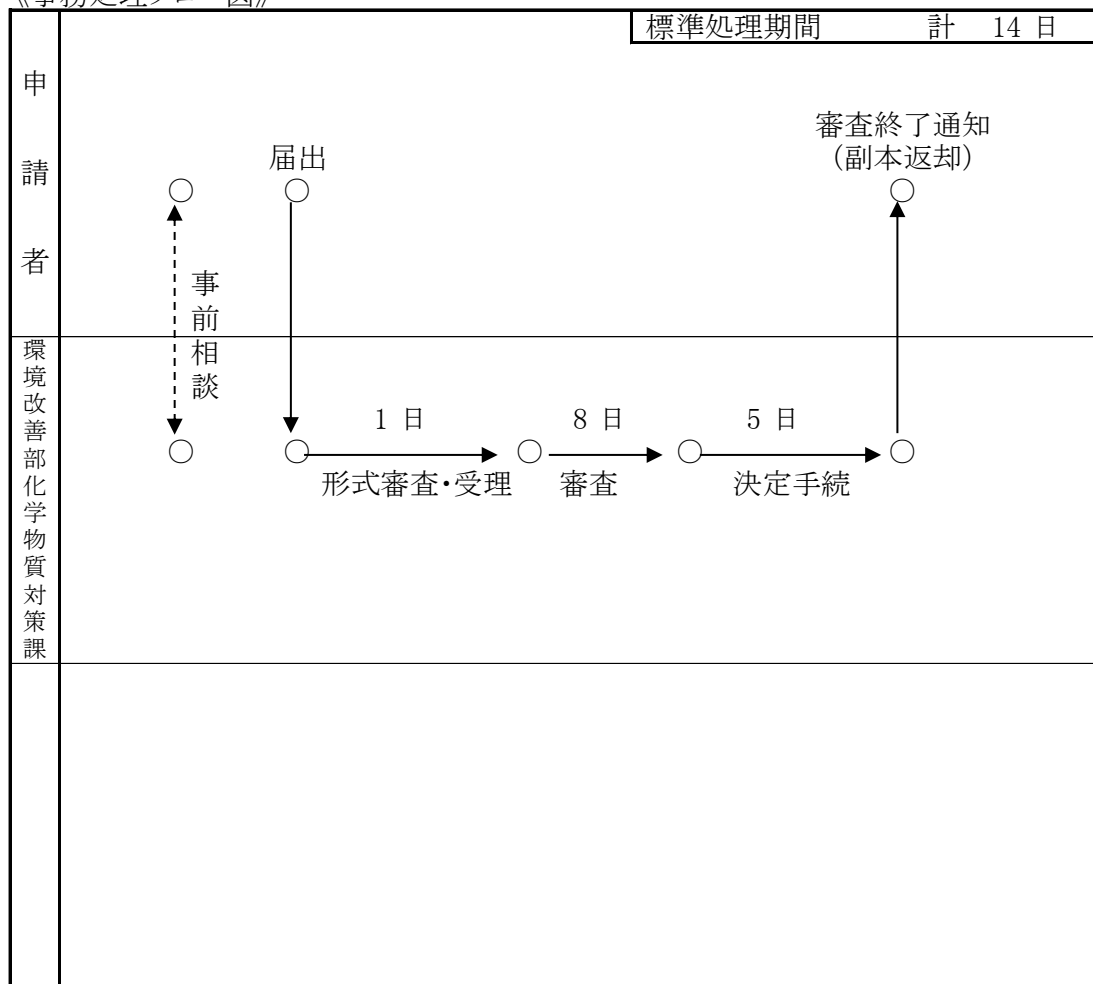
(令和2年6月25日更新)

事務処理フロー図

事務名 土壌汚染の除去等の措置完了の届出

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42-371~4

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	目説	明
1	事前相談	措置完了の確認方法などについて、事前にご相談に応じます。	
2	形式審査	届出書の記載漏れなどを審査します。	
3	受理	正・副本を受付簿に登録します。	
4	審査	届出内容について、「東京都土壌汚染対策指針」に沿って審査します。	
5	決定手続	届出内容が環境確保条例及び関係法令に適合している場合は適格であると決定します。	
備考			